

平成 28 年 11 月 15 日

各都道府県ミニバスケットボール連盟

会 長 様
理 事 長 様

日本ミニバスケットボール連盟
会 長 佐々木 民義

倫理規定に基づく処分基準の周知について

平素より、日本ミニバスケットボール連盟の活動へのご理解、ミニバスケットボールの普及のご努力に感謝申し上げます。

かねてより日本ミニバスケットボール連盟は「暴力の根絶に向けて」「☆再度、暴力行為の根絶に向けて2」「倫理規定」「5つの心得」を配布し指導者の資質向上に努めてきましたが、いまだに理解が不十分である指導者が存在していることが、数ある苦情申し立てによって示されています。

この現状を顧みて、「あってはならない行為」と「もし起きてしまった時には、どのような処分が適切か」を提示した処分基準が存在すること、そして、暴力暴言等は、子どもの人権侵害であることを明確に示す必要があると考えました。

そこで、公益財団法人日本体育協会の「日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準 別表」と公益財団法人日本バスケットボール協会の「指導者処分のガイドライン」について、都道府県連盟より、各チームの指導者に周知していただきたいと存じます。

このことで、苦情が多い2つの要素「暴力・体罰行為」「心身に有害な言動（暴言・退会させる等パワハラ行為）」をなくし、「熱心な指導者」の名にかくれた自己中心的な指導から脱却する、よりよい指導者を育成していただけますようお願い申し上げます。

※添付ファイル

- 公益財団法人日本体育協会「日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準 別表」
- 公益財団法人日本バスケットボール協会「指導者処分ガイドライン」

以上